この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図を複製したものである。（承認番号　平26-中複　第10-1）

令和二年十一月

島根県鳥獣保護区等位置図（令和２年度）

1 : 100,000

0 1 2 5 10km

一法令違反と
銃猟事故を撲滅しましょうー

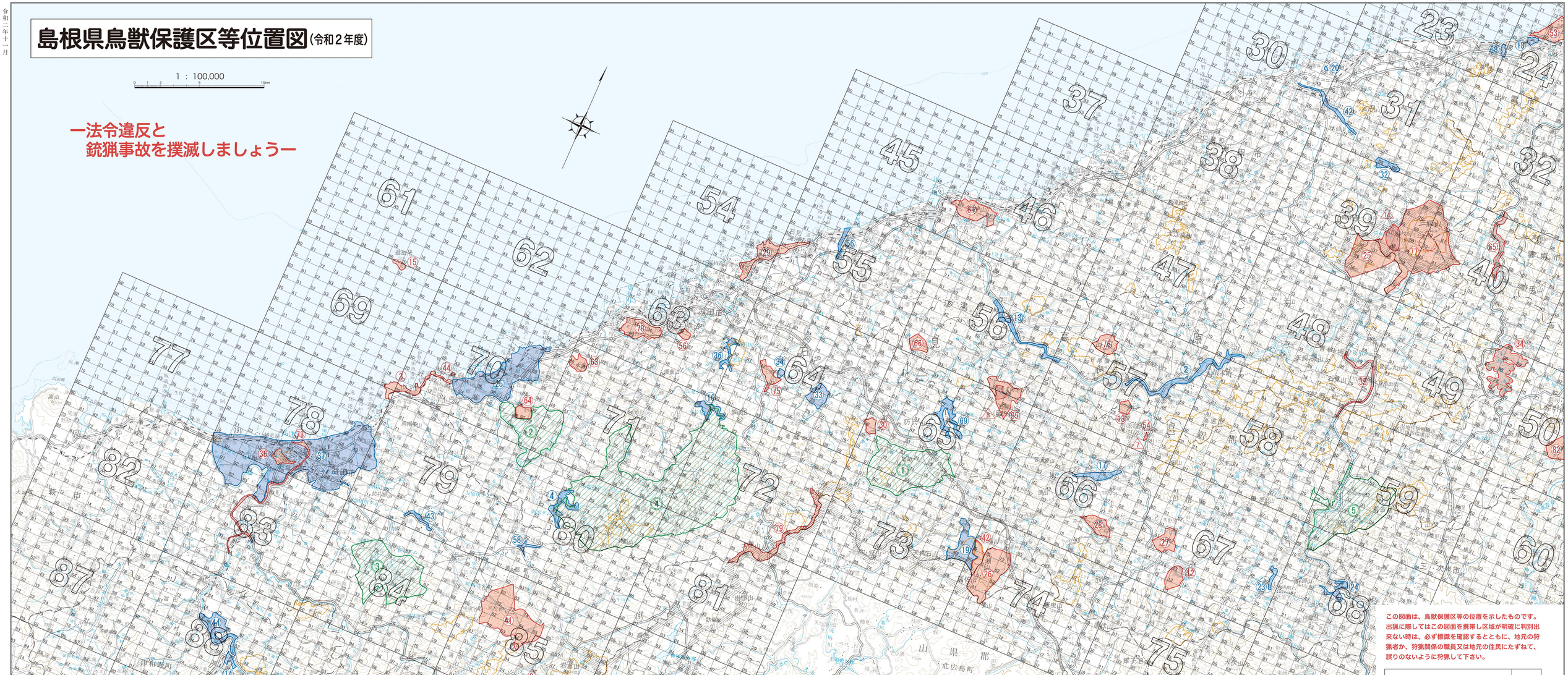

●狩猟道徳を守りましょう。

●狩猟マナー

1．狩猟鳥獣は、現在の狩猟者だけのものではないという考えをもつこと。
2．獲物の数を誇るような風習をやめること。
3．確実に種類が判別でき、確実に捕獲できると判断した獲物だけを撃つこと。
4．わな、網等に保護鳥獣がかかった場合は、ただちに放獣すること。
5．半矢にした場合は、追跡して回収すること。
6．先着の狩猟者の先翔りをしないようにすること。
7．他の狩猟者が狙っている獲物には、銃口を向けないようにすること。
8．他の狩猟者の撃った獲物が、自分の近くに落ちたら、これを拾って引渡すこと。
9．農耕地や幼齢造林地に踏み込んで、所有者に被害を与えないようにすること。
10．山火事を起こさないように注意すること。
11．電線、電話線に注意すること。

近年狩猟による事故が多発しているので、次のことに注意してください。

(1) 安全装置を過信しないこと。
(2) 矢先を確かめ、安全と猟獲の自信がなければ発射しないこと。
(3) 疲労を覚えたならば、狩猟を中止すること。
(4) 山林内の作業箇所の人身事故に注意すること。
(5) 登下校の時間帯には、人身事故に注意すること。

●島根県では、出雲北山山地(出雲市の一部)のニホンジカ捕獲禁止区域を除き、ニホンジカの1日の捕獲頭数の制限を設けていません。
●出雲北山山地については、引き続きニホンジカ捕獲禁止区域を設定し、ニホンジカの狩猟を禁止としています。
●島根県では、イノシシ、ニホンジカの狩猟期間を11月1日から2月末日までとしています。
●環境省告示により、島根県におけるツキノワグマの捕獲は、令和4年9月14日まで禁止されています。

日の出前、日没後の銃猟は、禁止されています。

◎出猟の際は、日の出、日没の時刻をテレビ、ラジオ、新聞等で確認のうえ、出猟してください。

●島根県主要地の日の出・日没時刻表

月　日	区　分	松　江	浜　田	隠岐の島
11月１日	日の出	6：29	6：32	6：29
	日　没	17：13	17：18	17：11
11月15日	日の出	6：43	6：46	6：43
	日　没	17：01	17：06	16：59
12月１日	日の出	6：58	7：01	6：59
	日　没	16：55	17：00	16：52
12月15日	日の出	7：09	7：12	7：10
	日　没	16：56	17：02	16：53
１月１日	日の出	7：17	7：19	7：18
	日　没	17：06	17：11	17：03
１月15日	日の出	7：16	7：19	7：17
	日　没	17：18	17：23	17：15
２月１日	日の出	7：08	7：10	7：08
	日　没	17：36	17：40	17：33
２月15日	日の出	6：55	6：58	6：54
	日　没	17：50	17：54	17：48
２月28日	日の出	6：39	6：41	6：39
	日　没	18：02	18：06	18：00

●標識（足環）のついた鳥獣を捕獲した場合は、農林振興センター、農林振興センター地域事務所又は隠岐支庁農林局へ下記の事項を連絡願います。

記

鳥獣名・捕獲年月日・捕獲場所・標識記号及び番号

●鳥獣行政の仕事を取り扱っているところ

区　分	名　称　及　び　課　名	所　在　地	郵便番号	電話番号
本　庁	農林水産部農林水産振興課(鳥獣対策室)	松江市殿町１	690-8501	0852-22-5166
地方機関	東部農林振興センター 農政課	松江市東津田町1741－1	690-0011	0852-32-5664
	東部農林振興センター 奥出雲農林事務所	奥出雲市大吹里乃53－1	699-1311	0854-62-9566
	出雲農林振興センター 農政課	出雲市大津町1139	693-8511	0853-30-5079
	出雲農林振興センター 簸川農林事務所	浜田市乃木町224	697-0001	0855-29-5001
	石見農林振興センター 農政課	浜田市石見町C北2355－3	696-8510	0855-72-0563
	西部農林振興センター 農政課	益田市昭和町13－1	698-0007	0856-31-9071
	西部農林振興センター 隠岐農林事務所	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24	685-8601	08512-2-9647
一般社団法人島根県猟友会事務局		松江市母衣町55	690-0886	0852-22-4129

●島根県における国有林及び県有林で狩猟する場合
常時伐木、造林作業のための作業日が仕事に従事している場合が多く、十分注意する必要がありますので、できるだけ責任者の承諾を得てから行動してください。
国有林へ入林する場合は「入林届」の提出にご協力ください。

●狩猟者登録証の返納について（鳥獣保護管理法第66条関係）

法律により捕獲場所の報告が義務づけられています。

狩猟者登録証裏面の報告様式「狩猟カレンダー」に、狩猟時期、猟の種類、捕獲場所、目的の鳥獣名、捕獲数等を記入の上、狩猟期間が満了してから30日以内に登録証を返納してください。

（記入例）

狩猟者登録証

第　号	
令和　年　月　日	
有効期間満了日	丸山　雄也 ㊞
	写真（縦4.5cm×横3.5cm）
	押印スタンプ

狩猟カレンダー（報告欄／例：わな猟）

狩猟鳥獣名	猟期	狩猟方法	狩猟区分	猟法区分	捕獲数	捕獲した日	捕獲場所	捕獲数	捕獲した日	捕獲場所
ニホンジカ	11/15～2/15	○	○	○	1頭	1/15	飯南町			
ニホンジカ	11/15～2/15	○	○	○	1頭	1/20	飯南町			
キジ・ヤマドリ	11/15～2/15	○	○	○	1羽	1/25	飯南町			
キジ・ヤマドリ	11/15～2/15	○	○	○	1羽	1/28	飯南町			
～										
～										
～										
～										
～										
～										

住　所	
フリガナ	
氏　名	
生年月日	
備　考	

●ＮＴＴからのお願い

県内には、重要な電話線が各市町村にまだがって架設されております。狩猟期での狩猟者による電話線の被害は、一度被害を受ける と通話不能となり、社会全般に迷惑をかけることになります。

狩猟者の皆さんは、電話線が通過している場所では十分注意していただき、事故のないように狩猟をしていただきますようお願いします。

なお、電話線の通過等、詳しくは最寄のＮＴＴへお尋ねください。

この図面は、鳥獣保護区等の位置を示したものです。出猟に際してはこの図面を携帯し区域が明確に判別出来ない時は、必ず標識を確認するとともに、地元の狩猟者か、狩猟関係の職員又は地元の住民にたずねて、誤りのないように狩猟して下さい。

凡　例　Legend		番　号
	鳥獣保護区（◎印は国指定を示す） Wildlife Protection Area	①～㉜
	休　猟　区 Temporary Game Preserve Area	①
	特定猟具使用禁止区域（銃） Certain Hunting Equipment Prohibited Area(Gun) ※印部猟友会設置のため、一部の期間のみ区域で指定されています。	①～㉝
	自然公園法による特別保護地区 Special Protection Area According to Natural Park Law	
	特別保護地区（△印は国指定を示す） Special Protection Area	①△ ④△
	ニホンジカ捕獲禁止区域 Hunting Prohibited Area for Cervus Nippon	⑥
	キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域 Hunting Prohibited Area for Green Pheasant and Copper Pheasant	①～⑤
	指定猟法禁止区域（鉛製散弾） Designated Way of Hunting Prohibited Area (No Hunting with Lead Shot)	①
	国　有　林 National Forest	
	官　行　造　林　地 Official Line Afforestation Place	

●他の法令で鳥獣の捕獲を禁止している区域

（文化財保護法）　天然記念物
- ①出雲市大社町日御碕　経島ウミネコ繁殖地（国指定）
- ②大田市温泉津町　神楽島のウミネコ繁殖地（県指定）
- ③隠岐郡西ノ島町　見浦島オオミズナギドリ繁殖地（国指定）
- ④隠岐郡隠岐の島町中村　神島オオミズナギドリ繁殖地（国指定）
- ⑤隠岐郡知夫村　大波加島オオミズナギドリ繁殖地（県指定）

（都市計画法）
- ⑥都市計画法第４条第６項に規定する都市計画施設（公園緑地）

（自然公園法）
- ⑦自然公園法第14条第１項による特別保護地区

自　然　名　称	区　画　名　称	地　　積	指定Na
大山隠岐国立公園	隠岐	隠岐郡隠岐の島町来居野地内	38
〃	〃	中村海岸	隠岐郡隠岐の島町来居～元屋敷内	10
〃	〃	布施海岸	隠岐郡隠岐の島町布施地内	39
〃	〃	赤ハエ	隠岐郡隠岐の島町中村地内	39
〃	〃	天満海岸	隠岐郡西ノ島町大字宇賀地内	181
〃	〃	国賀海岸	隠岐郡西ノ島町大字浦郷～摩天崖内	71
〃	〃	知夫赤壁	隠岐郡知夫村地内	116
〃	〃	加賀の浦	松江市加賀町加賀地内	22
〃	〃	美保ヶ関	松江市美保関町美保関地内	8
〃	飯　石	琴引山	飯石郡飯南町～赤来町～頓原町地内	15
西中国山地国定公園		鷹見高原	益田市匹見町下東～匹見地内	39
		鷹見高原	益田市匹見町匹見地内	39

用途で野猫する場合は、県当局の指導等で捕まやみ出猫以外無いように注意して下さい。

広島印中区千田町１丁目８番３号　☎082（262）3082　（株）中央ジオマチックス